



**中国地域の有線テレビジョン放送事業者からの  
裁定申請に関する判断に当たっての  
今後の対応について（案）**



## 裁定申請の規定

### ○ 有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）

（再送信）

#### 第十三条 （略）

2 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者（放送法第二条第三号の四に規定する受託放送事業者を除く。以下この条において同じ。）又は電気通信役務利用放送事業者（電気通信役務利用放送法第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下この条において同じ。）の同意を得なければ、そのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送（委託して行わせるもの及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。以下この条において同じ。）又は電気通信役務利用放送を受信し、これらを再送信してはならない。ただし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を再送信するときは、この限りでない。

3 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送事業者となろうとする者を含む。）は、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に対し、前項本文の同意（以下単に「同意」という。）につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。

4 （略）

5 総務大臣は、前項の放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者がそのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

6～8 （略）



## 今後の対応①

### <申請受理に当たっての要件の確認>

- 現在も協議が継続している場合には、裁定申請の要件を満たさず、申請受理が不可となる。両当事者の意識として、現在が「協議が調わず」と言える状態かどうかを改めて確認する必要。

→ 現在の協議の認識について、改めて整理する必要。

- そもそも、裁定申請は、いつからの再送信を対象とするものであるか明確にしない限り、そのための「協議が調わなかったか」どうかの確認が不可。

→ いつからの再送信に関する裁定を求めるものか等について、明確にする必要。

+



## 事業者の適格性

### < 「適格性」 に関連する問題 >

- ・ 裁定制度の導入に関する法改正の審議が行われた、第104回国会衆議院逡信委員会(昭和61年4月23日)において、放送事業者が「再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由」として掲げたもの例示の一つが、「ケーブルテレビの施設が確実に設置できるという見通しがない、施設設置の資金的基礎が十分でない等、ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題があるとされる場合」である。
- ・ 「正当な理由」の基本的な考え方は、放送の意図の保護とされているところ、上記のケーブルテレビ事業者としての適格性についても、主に、資金面や施設面から安定的・継続的な再送信が可能かどうかを判断するものと考えられる。
- ・ なお、大分ケーブルネットワークと九州朝日放送に関する裁定事例(平成19年8月17日)においては、大分ケーブルネットワークが民間の契約に違反していたことについて、事業者としての適格性に該当する可能性はある旨議論され、裁定においては、将来のコンプライアンスの維持等も考慮要素としたうえで判断を行っている。
- ・ 今般の案件について、裁定の判断要素としては放送の意図の保護が主であるが、申請者が同意期限を超えて再送信している場合、以下の点を考慮事項として検討することとしてはどうか。



## 今後の対応②

### < 「適格性」 に関連する考慮事項 >

- 同意書の期限が切れている場合、なぜ、有線テレビジョン放送事業者が再送信し続けたか。その動機・事情は、どのようなものか。
  - 有線テレビジョン放送事業者が同意期限が切れていながら再送信をし続けている場合、有線テレビジョン放送事業者が同意期限切れ後も再送信を継続し続けた事情・動機等や再送信を原因とする社会的・経済的影響等を確認し、裁定に当たっての「適格性」の考慮事項として検討する必要。
  
- 現在、同意書上同意期限が更新されていないことは事実であるが、これまでの協議において、放送事業者の不同意又は再送信停止の意思について、いつ、どのように、有線テレビジョン放送事業者に伝えられたか。その意思に対して、有線テレビジョン放送事業者が、どのように対応したか。
  - 放送事業者の不同意又は再送信停止の意思の明示性・明確性及びその時期等を確認したうえで、両当事者間の再送信停止に係る認識の状況や両当事者間の放送の意図の保護に係る信頼関係に関する状況等を確認し、裁定に当たっての「適格性」の考慮事項として検討する必要。



## 今後の対応③

### < 「適格性」に関する考慮事項 >

- 現在、放送事業者は、継続されて行われている再送信について、いつから停止すべきと考えているか。有線テレビジョン放送事業者及び放送事業者としては、今後、どのように対応すべきと考えているか（協議により解決することはないか。）。また、有線テレビジョン放送事業者として、仮に再送信を停止する場合にはどの程度の時間を要するか。
  - 放送事業者の不同意の意思の明示性・明確性等を確認したうえで、再送信に係る両当事者の現状認識及びそれに基づく当事者間の信頼関係等を確認し、裁定に当たっての「適格性」の考慮事項として検討する必要。
  
- 将来の再送信に関して、同様のことが起きないように、どのような措置を講ずるつもりか。
  - 有線テレビジョン放送事業者による将来の再送信に関して適正に行われるかどうか等を確認し、裁定に当たっての「適格性」の考慮事項として検討する必要。



---

# 參考資料集



(2) 申請者が、アナログ放送において、同意を得ながら再送信をしなかったということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

KBCは、「申請者に対し、平成16年9月1日から平成19年3月末までの間、同社のアナログ放送の区域外再送信について同意しているところ、申請者との協議の過程で、申請者は、KBCが同意した再送信を、事前に報告もないまま実施していないことが明らかになった。KBCは、当該同意について、「当社の全ての放送番組に変更を加えないで、受信と同時に再送信すること」、「放送の再送信は、常に聴視できる状態におき、故意に中断しないこと」などを条件としており、申請者の行為が、同意条件に違反するものであることは明白である。このことは、「5つの基準」にすら抵触していることは明らかである。」と主張している。しかしながら、KBCのアナログ放送について、申請者がKBCから同意を得ながら再送信を途中で停止した理由は、地域住民の要望に応えるための防災システムの構築が必要であったため、既存のいずれかのチャンネルを振り替えざるを得なかったことから、やむなく再送信を停止したものであるとする申請者からの釈明があった。この点について、申請者は、「広帯域化により福岡地上デジタル放送を伝送する帯域(U27chからU31ch)も確保し伝送する機器も準備が完了」しているとしており、また視聴者の要望も強いことが主張されている。さらに、申請者は再送信を停止するにあたり、KBCに対して事前に通知するべきであったが、無断で再送信を停止したことについて深い反省の意を示しており、さらに、法令遵守の意識を高め再発を防止するため、デジタル放送協議委員会を設置するとともに、コンプライアンスマニュアルを策定し全役職員に配布する等の措置を講ずるとしている。したがって、今後、無断で再送信を停止する可能性が高いとは言えず、過去の違反行為をもって直ちに、今後、デジタル放送の再送信においても放送の意図を害し、又は歪曲する可能性があるとはまではいえないであろう。そのため、この主張には、デジタル放送の再送信において、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。





○白眞勲君 是非そういういろんな振興策というのも今後取っていただきたいなというふうに思えるんですね。特に、地方でも、特にケーブルテレビ局の場合には地元のいろいろな、御当地のお祭りとかどこかの赤ちゃんが生まれたとか、そういったことまで放送しているわけですから、それを逆に言うと、所得水準の非常に低い方とか払えないで見れない方々にとってみると、逆に言うと、その中でまた格差というのが生まれていくのではないかなというふうにも思いますので、是非よろしくこれからもお願いしたいと思うんですけれども。

また逆に、ケーブルテレビ局がどんどん増えてくると、地元のテレビ局との競合関係ということもちょっと気になるんですけれども、その件に関してはどういうふうに総務大臣としてはお考えになっているんでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 今委員御指摘されましたように、ケーブルテレビというのは、地元の正に生の情報というものを地域の皆さんに報道する、そういう意味で、ある意味では地域活性化だとかこれから地方の様々な魅力、そうしたものを報道するについて極めて大事なものであるというふうに思っています。

しかし、同時に、このCAテレビが再送信の同意を取らずに様々な問題もあることも事実でありまして、例えば同意の有無についてでありますけれども、有線テレビジョンと放送事業者の認識では差がありますけれども、約八百四十チャンネルというのは放送事業者の同意を取っていますけれども、しかしながら更新を忘れてたり、あるいは更新期間があっても協議をしないで再送信をしているケースというのが今三百十チャンネルほど私ども調査したらありました。そういうことで、地元とかあるいは県域を越えた放送事業者との間でそうしたトラブルがあるということも承知をしております。

○白眞勲君 正に今総務大臣が御指摘のとおりだと私は思うんですね。

以前、地方のケーブルテレビ局というのは地上波の電波が届きにくい地域、いわゆる難視聴地域を対象というのが主だったんじゃないかと思うんですが、やはりケーブルテレビ局といっても民間企業ですから、営業上、当然都市部、特に人口密集地域の、つまり、その地方の放送局の電波が届く地域に対して多チャンネルという営業をし出していると。そこで、今正に総務大臣がおっしゃったように、この再送信、つまり、違法な再送信と言った方がいいんでしょうかね、地元の地上波の放送局の番組を無断で流していると、こういった違法なケースが今八百四十チャンネル中三百十チャンネルあるというのは、そういうことでよろしゅうございますか。



- 国務大臣(菅義偉君) 私どもの調査ではそのとおりでありますけれども、ただ、それが従来ですと、契約をしていて期限が切れたものを知らなかったという、知らなかったというか気が付かなかったとか、あるいは同意の更新を拒否されてもそのまま流しちゃうとか、そういうものが三百今十チャンネルあるということであります。
- 白眞勲君 これっていわゆる法律違反ですよ。
- 国務大臣(菅義偉君) そのとおりでありまして、総務省としては、今年の二月に法に基づいて再送信が適正に行われるように指導したところであります。
- 白眞勲君 このいわゆる再送信、これはもちろんその地域の番組を、地域のテレビ局の番組をケーブルテレビ局が流している場合と、それから例えば東京とかそういう大都市部の番組を地方のケーブルテレビ局が無断で流しているケース、私は地域外送信というふうに聞いているんですけれども、このケースはこの三百十チャンネルの中にあるんですか、その辺はどうなんですか、具体的に。
- 国務大臣(菅義偉君) 申し訳ありません。後で精査してお届けさせていただきますけれども、三百十の中にその部分も入っているということでございます。
- 白眞勲君 つまり、違法だということを今総務大臣も認めた、お認めになったんですけれども、違法と分かっているで何で放置していたんでしょうか。これ大分前から、当然、再送信という問題、これはチャンネルつけりゃだれだって見れるわけですから、その辺は、何で総務省としてほっぽり投げているのかなというのがちょっと疑問なんですけれども、その辺どうなんですか。



○国務大臣(菅義偉君) 私ども、そのほっぽり投げたということというよりも、是非これは御理解をいただきたいんですけど、先ほど申し上げましたが、今まで放送していたと、契約期限が切れてもその更新をしなかった、それとか、放送事業者に同意の更新を拒否され、その後も協議が行われなくて進めていたと。お互いの、放送事業者、ケーブルテレビも含めて、その中でそんなに問題になってきてなかったと思いますね。

そういうことでそのまま放置をしたというのがこれは現状でありまして、私どもが今年の二月に初めて、その点、このままじゃ非常に問題が将来起きてくる可能性があるということで調査をしてその三百十が明らかになったということでありまして、これからはしっかりと指導させていきたいと思っております。

○白眞勲君 やっと総務省の方も少し、まあ失礼な言い方かもしれませんが重い腰を上げたということで、違法と分かっていたらすぐにこれを是正するのが政府として当たり前なことだと思うんですけども。ここで文部大臣にお聞きしたいと思いますが、つまり、このケーブルテレビ会社が放送局の制作した番組を勝手に流した場合というのは、これは著作権法違反ということになるんでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 先生御承知のように、著作権法の九十九条というのがございまして、ここには「放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する。」とございます。したがって、ケーブルテレビ局が放送事業者の専有をしている権利を対価を払わずに侵すということは、もうこれは明らかに法律違反でございます。